

京都市告示第 3 8 8号

京都市梅小路公園条例第 3 条第 3 項の規定に基づき、梅小路公園の再整備事業の実施のため、駐車場の供用時間について次のとおり臨時変更します。

平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日

京都市長 門川 大作

実施日	区分	供用時間	
平成 2 5 年 1 1 月 3 0 日(土)	駐車場	変更後	午前 0 時から午後 5 時まで
		現 行	午前 0 時から午後 1 2 時まで

(南部みどり管理事務所)